

令和5年度住民税非課税世帯 **こども加算** 給付金のお知らせ

給付額 **児童1人あたり5万円**

給付対象 **令和5年度住民税均等割非課税世帯**

令和5年12月1日に古賀市に住民登録がある、
世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯

※ただし、世帯全員が、令和5年度住民税課税者の扶養親族等になっている世帯を除きます。

加算対象 **給付対象世帯内で扶養されている18歳以下の子ども**

(平成17年4月2日以降生まれの子ども)

※ただし、住民票を移さずに施設に入所している子ども等、令和5年12月1日時点で扶養していない(生計を同一にしていない)子どもは**加算対象外**です。

手続方法

令和5年度古賀市住民税非課税世帯等に対する物価高騰緊急支援給付金(7万円)

令和6年3月8(金)までに給付金の振込が完了した世帯

令和6年3月8(金)までに給付金の振込が完了していない世帯

書類が届いていない世帯

古賀市から書類が届きます

※届かない場合は、相談窓口までお問い合わせください。

支給のお知らせ(封書)が届きます
手続きは不要(※)です

(※)お知らせの方には、令和6年4月中旬頃に振込予定です。ただし、加算対象外の子どもがいる場合や、振込先を変更する場合、給付を辞退する場合は、**令和6年3月29日(金)までに**申請するか、下記相談窓口までお申出ください。

支給要件の申請書(封書)が届きます
申請書は**返送が必要**です
審査(約1か月)後、指定の口座に振り込みます
書類申請期限:**令和6年8月30(金)**
必着

相談窓口までお問い合わせください

LINEからの申請が簡単です!
詳しくは同封の案内書類をご覧ください。
LINE申請期限:**令和6年5月31(金)**
※書類での申請期限と異なりますのでご注意ください。



お問い合わせ

古賀市緊急支援給付金相談窓口 (サンコスモ古賀3階 古賀市庄205番地)

092-942-1200

確認のため記載の番号からお電話することがあります。

受付時間 8:30~17:00
(土、日、祝を除く)

その他 お問い合わせ先 サンコスモ古賀 福祉課福祉政策係

TEL: 942-1150

詳細や、最新の情報は、古賀市ホームページ(給付金ページ)でご確認ください。➔



令和5年度住民税非課税世帯 子ども加算給付金



Q. 令和5年度の住民税はどのように確認できますか？

A. 令和5年1月1日に住民票のあった市区町村で確認できます。
※令和5年度住民税は、令和4年1月から12月の収入状況の申告をもとに課税決定しています。

Q. 令和5年12月1日より後に生まれた子どもは加算対象となりますか？

A. 対象となります。申請方法や申請期限は、古賀市ホームページをご覧ください。

Q. 単身で寮に入っているなど、
住民票が別で生計が同一である子どもは加算対象となりますか？

A. 世帯主から、対象の子どもと生計が同一であることの申出があった場合には、加算対象とすることができます。申請方法や申請期限は、古賀市ホームページをご覧ください。

●配偶者やその他親族からの暴力（DV等）を理由に避難されている方へ

配偶者やその他親族からの暴力を理由に、住所地^{※1}から子どもを連れて避難されている方で、古賀市に住民票を移すことができない方も、ご自身が要件(DV等避難中^{※2}であることの証明、収入要件)を満たせば、本給付金を受給できる可能性があります。詳しくは、古賀市給付金相談窓口までお問い合わせください。

※1 「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

※2 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外の世帯にお住まいの場合をいいます。

給付金を装った不審な訪問や電話などにご注意ください！

古賀市から皆さまに、以下のお願いなどは、絶対に行いません。

- ・銀行、コンビニエンスストアなどのATM(現金自動預金払機)操作をお願いすること。
- ・キャッシュカードの暗証番号を照会すること。
- ・ATMを自分で操作して、市から給付金を振り込んでもらうこと。
- ・給付のための手数料などの振り込みを求めること。